

よねさとづくり自治協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、よねさとづくり自治協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を米里地区公民館内に置く。

(組織)

第2条 本会は、米里地区住民を会員とし、区・町内会をはじめ地区住民が主体となり組織された団体を中心に「よねさとづくり」を進める地区運営組織とする。

2 本会に、事業への参画、支援などの協力を行う協力会員を、別表1のとおり置く。

(目的)

第3条 本会は、米里地区住民の健全な生活の安定向上と、米里地区の振興を図るとともに、魅力ある「よねさとづくり」を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住民の福祉を向上するための事業
- (2) 「協働のまちづくり」を進めるためのビジョンの策定及び推進
- (3) 「よねさとづくり」を進める生涯学習事業
- (4) 各種委員会等の設置運営及び各種行事の企画実施
- (5) 地区貢献活動表彰に関する事業
- (6) 町区住民自治組織との協働・連携
- (7) 地区各種団体の設立、統廃合、連絡調整及び支援
- (8) 行政等関係機関及び団体等の渉外
- (9) その他、本会の目的を達成するための事業

第2章 総会

(総会及び構成)

第5条 本会の議決機関として、総会を置く。

- (1) 総会の委員は、本会の事業を審議し、議決案件を議決する。
- (2) 総会の委員は、別表2のとおりとする。

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 3名
- (3) 庶務会計 1名
- (4) 監査委員会正副委員長 2名
- (5) 町・区長 11名

(役員選出)

第7条 本会の役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、総会において会員の中から選出する。
- (2) 副会長のうち2名は、町・区長の代表及び公民館長をもって充て、1名は会長が指定する特定課題に対応する委員会の委員長をもって充てる。
- (3) 庶務会計は、会長が副会長の中から指名し、総会で承認を受ける。
- (4) 監査委員会正副委員長は、監査委員職務細則により選任された8名の監査委員により委員会を組織し、委員の互選により選出する。
- (5) 町・区長は、当該年度の区長、町内会長を充てる。

(職務)

第8条 本会の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 庶務会計は、本会の事務局を担当する。
- (4) 監査委員は、よねさとづくり自治協議会の会計監査を行うほか、本会から活動費配分金の交付を受けている団体（以下「適用団体」という。）の会計を監査する。
監査委員の職務細則については別に定める。
- (5) 町・区長は、本会の役員会に参加して、地区的課題及び運営事項、運営状況等の審議を行うほか、地区各種団体の関係町区の委員を選出して報告する。また、他団体からの充て職委員等の協力については、役員会に諮り決定する。

(任期)

第9条 会長の任期は2年とし、その他の役員（充て職の役員を除く）の任期は1年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。また役員の新任を妨げない。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。
- (2) 顧問は、本会の運営に関し、必要があるときは会議に出席して意見を述べることができる。
- (3) 顧問は、会長の諮問に応じ、第3条の目的達成に寄与するものとする。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会議は、総会、役員会及び委員会とする。
- (2) 総会及び役員会は会長が招集し議長となり、委員会は委員長が招集し議長となる。
- (3) 本会の事業計画、予算の決定、決算の承認、役員の新出、規約等の改廃、重要案件の審議については、総会に諮る。

- (4) 会長は、総会で審議し議決した案件については、次期に開催される総会で経過報告を行う。
- (5) 本会の定期総会は、毎年4月下旬に開催することとする。ただし、必要により随時開催することができる。
- (6) 役員会は、監査委員会正副委員長を除く第6条の役員で組織され、本会の業務を執行する。
- (7) 会長は、特定課題に対応する委員会を設置することができる。

(議決)

第12条 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立する。

- 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、規約変更の場合は、3分の2以上の賛同で決する。
- 3 会議の委員が、やむを得ない事由により出席できないときは、各選出区分により代理人を出席させることができる。なお、この場合も議決権を所有する。

第5章 会計

(会計)

第13条 本会の会計は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、自治活動納付金と称し、各区・町内会届け出戸数1戸あたり2千5百円とする。
- 3 本会及び適用団体の会計業務の平準化を推進し、会計処理の正確かつ明瞭化を図るため、その処理に関する規則を別に定める。

(会計年度)

第14条 本会の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(特別会計)

第15条 本会は、総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第6章 雑則

(幹事)

第16条 本会に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、会長が選任し、役員会に報告し承認を得る。
- 3 幹事は、委員会の業務、及び、会長が指示する業務執行を担うほか、必要に応じて委員会及び役員会に出席する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、総会に諮って会長が定める。

(その他)

第18条 本会は、鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条に定める運営委員会の機能を有するものとする。

附 則

1. この規約は、2026年4月1日から施行する。(米里地区自治会規約を全部改正)

別表1（第2条関係）

規約第2条の第2項に定める協力会員は、次に掲げる協力団体の代表者等とする。

米里小学校、よねさとこども園、よねさとこども園後援会、特定非営利活動法人くらしのお手伝いよねさと、特定非営利活動法人とんぼ児童クラブ、地区各種学習サークル及びグループ、その他、よねさとづくりに協力する団体の代表者及び個人

別表2（第5条関係）

規約第5条の第2号に定める委員は、次に掲げる者等とする

(1) 会員（選出基準は、役員会に諮り会長が別に定める）

(2) 米里地区内の次に掲げる団体の代表者

社会福祉協議会、人権啓発推進協議会、交通安全協会米里支部、防犯ボランティア活動協議会、体育会、子ども会、民生児童委員協議会、健康づくり地区推進員会、青少年育成協議会、消防団米里分団、自主防災会連絡協議会、老人クラブ連絡協議会、米里小学校教育後援会、桜ヶ丘中学校PTA、食育推進員会